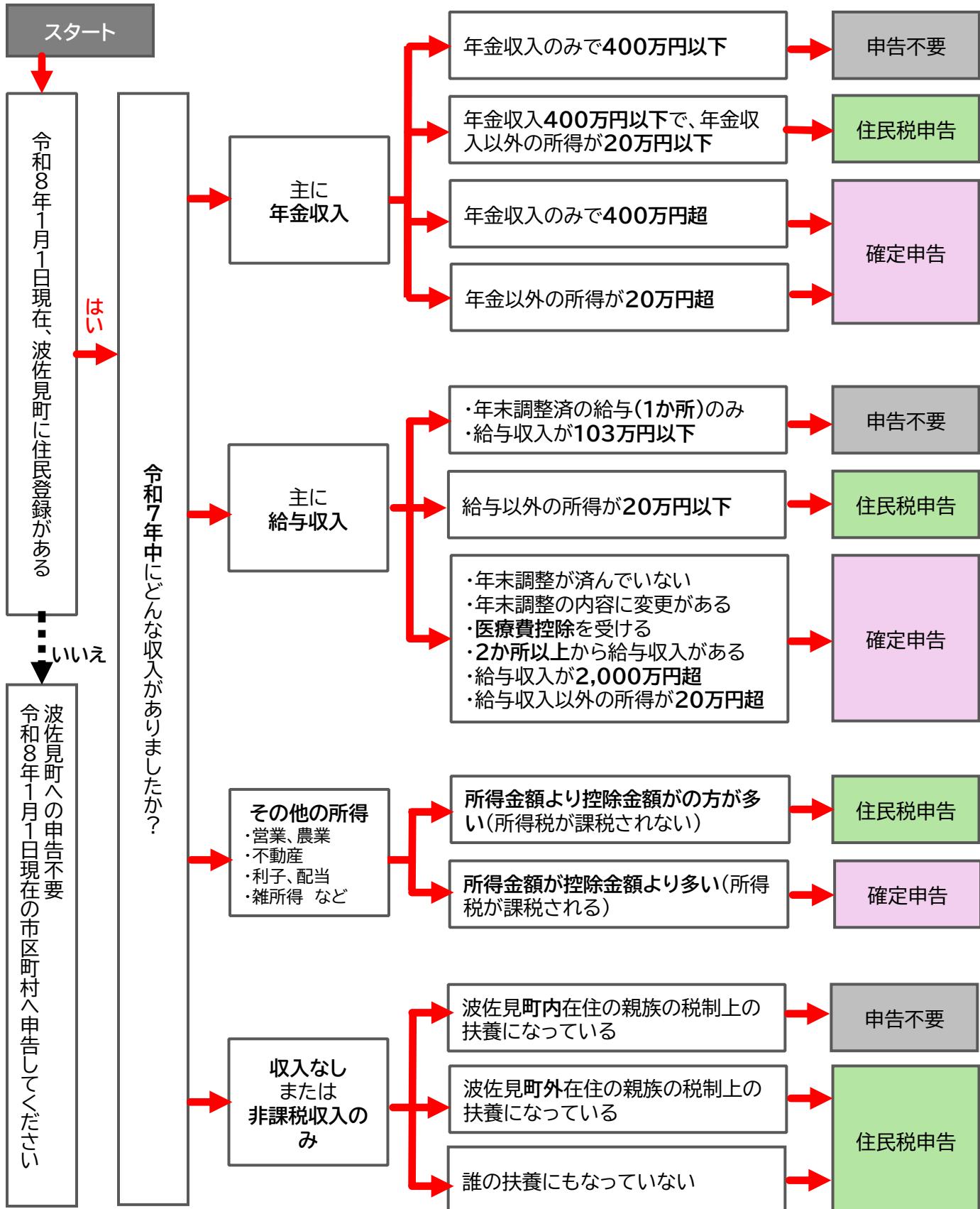


■申告フローチャート

※収入は令和7年1月1日～令和7年12月31日までの1年間になります



※以下の方は税務署での確定申告をお願いします。

- ・青色申告の方
- ・海外での収入がある方
- ・住宅の取得や増改築等により、**初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける方**
- ・先物取引を行った方
- ・消費税、贈与税、相続税の申告が必要な方
- ・更正の請求、修正申告、亡くなられた方の申告、過去分の申告をする方